

産業廃棄物処理業務
(西九条佐保線道路新設改良補助事業 (R7 繰越 調査地 6))
委託仕様書

本仕様書は、奈良市（以下「発注者」という。）の管理する発掘調査地に存する産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（以下「処理業務」という。）委託の内容及びその他必要事項を示すとともに、業務委託にかかる条件等について定めるものである。

1 委託業務

- (1) 業務名 産業廃棄物処理業務
(西九条佐保線道路新設改良補助事業 (R7 繰越 調査地 6))
- (2) 業務期間 契約の日から令和8年7月31日まで

2 排出場所

奈良市東九条町 577 - 1 (発掘調査地内)

3 業務内容

- (1) 受注者は、発掘調査地に存する産業廃棄物を関係法令等遵守のうえ、適正に収集運搬及び処分を行う。
- (2) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の処理業務を第三者に委託してはならない。ただし、履行期間中に処理業務を第三者に委託する必要がある場合、受注者は、書面による発注者の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、処理業務を再委託することができる。この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除しなければならない。
- (3) 受注者は、産業廃棄物の収集運搬業務の際に「道路占用許可」「道路使用許可」が必要な場合、受注者で申請すること。業務実施中であっても、他の車両等の通行の妨げになるような駐車等は行わないこと。
- (4) 産業廃棄物の積み込みは受注者が行い、回収するものとする。
- (5) 収集運搬日には収集場所にある指定品目全量を回収し、排出事業所職員の下承なしに積み残しはしないものとする。また、収集にあたっては分別状況を確認し、分別できないごみを発見した場合は、集積所にて選別の上、適正に分別処分を行うこと。
- (6) 受注者は、その他産業廃棄物の処理業務を実施するに当たり発注者側の担当職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

4 廃棄物の場所、種類及び数量

発掘調査地に存する混合廃棄物（土砂類の付着あり）約 40 m³（1t 土嚢約 40 袋）
詳細については、現地を確認することができる（要事前連絡）。

5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- (1) 発注者及び受注者は上記 4 の産業廃棄物の収集運搬及び処分につき、産業廃棄物の種

類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。

- (2) マニフェストは業務委託料に含み、受注者が発注者に必要事項を記載し必要量提供する。
- (3) 本業務に関する排出事業者が電子マニフェストに未加入であるため、報告書については従来どおりとする。また、収集した廃棄物の内で処分方法が異なる場合は、処分方法に応じた数量がわかるように報告すること。

6 責任

(1) 受注者

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、関係法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとする。

(2) 発注者

発注者は、委託契約する産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、以下の情報を予め受注者に提供するほか、適宜または、受注者との協議により必要な情報を受注者に提供する。また、発注者は排出する産業廃棄物に関する情報に変更が生じた場合にも、受注者に対して情報を提供する。

項目	内容
産業廃棄物の発生工程	業務
産業廃棄物の性状及び荷姿	固形状 袋詰め
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	なし
混合等により生ずる支障	なし
日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	なし
石綿含有産業廃棄物の有無	なし
その他取扱いの注意事項	なし

7 業務遂行注意事項

作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めるよう注意しなければならない。

8 代金の請求等

処理代金は、発注者の指定する方法により請求すること。（1円未満の端数は切り捨て）

9 特記事項

- (1) 本業務における産業廃棄物税については、委託料に含めるものとし、受注者において申告納付するものとする。

- (2) 処理業務にかかる費用及び家電リサイクル法に係る破棄物が存する場合は、その廃棄・撤去及びリサイクルにかかる費用はすべて受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、本業務の処理上知り得た個人情報等の秘密を、他人に漏らしてはならない。
- (4) その他、本件について疑義が生じたものについては、協議により定めることとする。